

社会福祉法人杉の子会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杉の子会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料、実費弁償費の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事には月額報酬
- (2) 非常勤の役員には日額報酬
- (3) 評議員には日額報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、法人給与規程第21条に準じた日とする。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬は、現金により本人に（死亡により退任した者の報酬は、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替

金、積立金等を控除して支給する。

(費用実費弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める法人の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 役員等が理事会・評議員会・監査会に出席した場合は、実費弁償規程に基づき実費弁償費を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規程にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおりに端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上の1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（第3条関係）

常勤の理事の報酬月額、下記の俸給表のとおりとし、理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

役職名	理事長月額	常任理事月額
1号俸給	416,000	330,300
2号俸給	430,200	354,200
3号俸給	458,800	389,000
4号俸給	486,700	400,500
5号俸給	514,400	412,100
6号俸給	542,000	423,500
7号俸給	567,000	434,000
8号俸給	580,000	450,000

別表第2（非常勤の役員報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等への出席	8,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	12,000円
理事会	8,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000円

別表第3 (評議員の報酬)

	日 額
評議会への出席	8,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000円